

大学内における宗教活動についてのスミス・ミッションセンターの見解

- (1) スミス・ミッションセンターは、「スミス・ミッションセンター規程」第2章第2条に基づき、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括する任務を持つ。この任務に関連して、スミス・ミッションセンターは、学内における宗教的諸活動が、プロテスタント・キリスト教主義という建学の精神に即したものになるように—あるいは少なくとも、その精神に著しく反したものにならないように—配慮する責任と使命を持つ。
- (2) 大学内における教職員、学生の宗教活動は、それがキリスト教であるか否かを問わず、信教の自由の原則に従い、それが著しく建学の精神に反したり、公序良俗に反するものでないかぎり、基本的に自由であるべきであると考える。ただし、その活動に関連して、外部の人間を（例えば講師などとして）招聘する際には、スミス・ミッションセンター部長およびチャプレンの承認を受けるべきである。また、学内において、キリスト教以外の宗教の礼拝行為を公開で定期的に行うことや、キリスト教以外の宗教の礼拝設備（例えば神棚）を恒久的に設置することは、建学の精神の尊重という観点からして、差し控えるべきである。
- (3) 学外者による大学内での宗教活動（特に布教伝道）は、それがキリスト教であるか否かを問わず、特にスミス・ミッションセンター部長およびチャプレンの許可を受けた場合を除き、基本的に認められない。たとえ活動者の一部に本学の教職員、学生が含まれる場合も同様である。
- (4) 学外者による大学内での宗教活動についての許可申請が出た場合、スミス・ミッションセンター部長およびチャプレンは、学内の秩序維持と学生保護という観点から、当該団体がいわゆるカルト的活動や、公序良俗に反する活動を行ったり、その団体が標榜する宗教の一般的伝統からかけ離れた極端な教義を信奉するものでないかを考慮する等、慎重に対処する必要があると考える。

以上